

## 令和3年度埼玉県ヘルプマーク普及大使応募要項

### 1 趣旨

外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方々に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、県では平成30年7月からヘルプマークを導入し、普及に取り組んでいます。

東京2020パラリンピックを契機に共生社会づくりの機運が高まっており、この機会にヘルプマークのさらなる普及を図ります。

ヘルプマークを着用する個人又はその個人が属する団体（以下「当事者」という。）による発信は、普及啓発を図るうえで極めて有効であると考えております。

そこで、埼玉県ヘルプマーク普及大使設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、自主的かつ意欲的に普及啓発活動を実施する当事者を埼玉県ヘルプマーク普及大使（以下「普及大使」という。）に任命し、一層の普及啓発を図るものです。

### 2 基準

原則として、普及大使を任命する基準は次のとおりです。

- ① 県内に在住・在学・在勤する当事者であって、自主的かつ意欲的に普及啓発活動ができること。
- ② 普及大使の趣旨を正しく理解するとともに、法令及び公序良俗を遵守して普及活動を行う旨の同意書を提出すること。
- ③ 活動報告書を毎年度末に提出すること。

### 3 応募方法

応募用紙に必要事項を記入して電子メール又は郵送で提出してください。

応募先アドレス a3310-02@pref.saitama.lg.jp

郵送先住所 〒330-9301

埼玉県浦和区高砂 3-15-1 埼玉県障害者福祉推進課障害スポーツ担当あて

※ 応募者に対して、電話等で本人情報や意思を確認する場合があります。

### 4 募集期間

令和3年10月13日（水）～令和3年11月30日（火）

### 5 活動内容

普及大使は、SNS・メディア媒体への掲載・出演、各種活動とのコラボ等により、普及啓発活動を行っていただきます。

- ① 普及啓発活動を行う目的に必要な範囲で、個人情報（氏名（通称可）、画像・映像、年代、ヘルプマーク着用理由、居住市町村名、活動実績等）を公表します。

- ② 円滑に活動できるよう「埼玉県ヘルプマーク普及大使」の肩書のある名刺等を県から支給します。
- ③ その他、県からの依頼があった際に、県の事業に協力していただきます。

## 6 活動期間

任命の日から、次に規定する日までとします。

- ① 当事者本人から退任の申し出があった日まで。
- ② 要綱第2の4の規程により、県が普及大使を解任した日。

## 7 任命予定人数

原則として、応募いただき、基準を満たしている方全員を任命する予定です。

## 8 スケジュール

令和3年12月 書類審査、内定通知  
令和4年1月 任命式（日時は内定通知の際に連絡）  
普及大使の公表、活動開始  
令和4年3月末 活動報告書提出（令和3年度分）

## 9 注意事項

- ・ 応募に当たって、普及大使の趣旨を正しく理解するとともに、法令及び公序良俗を遵守して普及活動を行う旨の同意書に署名していただきます。
- ・ 任命後においても上記2の基準を満たなくなることが確認された場合は解任させていただきます。
- ・ 普及啓発活動に係る費用については、各自の負担となります。
- ・ 応募者が未成年の場合は保護者の同意が必要です。

## 10 個人情報の取扱い

応募者から埼玉県に提供された個人情報は埼玉県ヘルプマーク普及大使事業のために利用する場合があります。提供された個人情報を応募者の承諾なく第三者に提供することはありません。（法令等により開示を求められた場合を除く。）

## 11 問い合わせ先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課障害者スポーツ担当  
電話 048-830-3303（平日8：30～17：15）  
メール a3310-02@pref.saitama.lg.jp